

令和5年度「岐阜県愛のともしび基金」の補助金申請を募集します

岐阜県愛のともしび基金では、県民の皆さまからの善意の寄附金を財源とし、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア等営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組みを支援しています。このたび、令和5年度「岐阜県愛のともしび基金」の補助事業を下記により募集します。

記

1 補助対象者

社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体

※法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われていることが必要

※市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外

※補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者(団体)は、補助対象外

※補助金の交付を受けようとする年度の前年度決算において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は補助対象外

※国、地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う場合は補助対象外

2 補助対象事業等

補助対象事業	補助率	補助限度額
1 社会福祉法人等施設整備事業	1/2	1,500千円
2 社会福祉法人等備品整備事業	1/2	750千円
3 社会福祉法人等調査・研究開発事業	1/2	500千円
4 社会福祉法人等啓発事業	1/2	500千円
5 福祉活動団体育成事業	1/2	500千円
6 その他の事業	1/3	500千円

3 申請方法 ※古い様式を使用しないようご注意ください。

(1) 申請に必要な書類

ア 別記第1号(要添付書類)、別紙所要額調書

イ 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金申請団体等状況調査票

(「作成方法」を参照のうえ、作成ください。各様式及び「作成方法」はホームページからダウンロードできます。)

(2) 提出部数 ア、イを1部(原本)

(3) 提出期限・提出場所

令和5年4月5日(水)～6月30日(金)の間に県地域福祉課へご提出ください。

※募集案内や補助金交付要綱、各種様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 地域福祉・その他 > 愛のともしび基金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6539.html>

4 お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県地域福祉課(地域福祉係)

TEL 058-272-1111(内線)3448



「岐阜県愛のともしび基金」の補助金申請を募集します！

岐阜県愛のともしび基金は、県民の皆さまからの善意の寄附金を財源として、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア団体など営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組みを支援しています。

○募集期間

令和5年4月5日(水)～6月30日(金) ※必着

(申請多数の場合は、緊急性等を考慮しての決定となりますのでご了承ください。)

○補助対象者

福祉活動を行う社会福祉法人、非営利団体など

※前年度決算において社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、補助対象外となります。

○補助対象事業

施設改修や備品購入、啓発活動などの事業

※補助対象者及び対象事業など、申請方法の詳細は裏面をご確認ください。

○申請先

岐阜県健康福祉部地域福祉課

＜こんな事業にご活用ください：活用事例＞



現在使用している送迎用車両が老朽化したため、更新するため車両を購入

利用者の重度化に対応するため、リクライニング車椅子を購入



○補助金申請から事業実施までの流れ(予定)

※○=申請団体で実施する内容

- ・ 令和5年4月5日(水)～6月30日(金)
 - … ○申請書の提出
申請のとりまとめ、ヒアリングなど
- ・ 8月中旬～下旬 … 補助事業審査会
- ・ 9月上旬～下旬 … 交付決定
- ・ 交付決定後 … ○事業実施(令和6年3月31日までに)
- ・ 事業完了後(20日以内) … ○実績報告書の提出
- ・ 実績報告書の審査後 … 補助額の確定通知
- ・ 補助額の確定後 … ○交付請求書の提出
補助金の支払い



令和5年度 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の申請について

【1 補助対象者】

社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体

※法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われていることが必要

※市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外

※補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者(団体)は、補助対象外

※補助金の交付を受けようとする年度の前年度の決算において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は補助対象外

※国、地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う場合は補助対象外

【2 補助対象事業】

補助対象事業名及び事業内容	補助率	補助限度額
1 社会福祉法人等施設整備事業 社会福祉法人等における施設整備事業(社会福祉施設[社会福祉法第2条第4項に規定する事業に係る社会福祉施設を除く。]及び居宅要援護者に開放し、利用させることを目的とする施設等を新築、増築、改築及び改装する事業、授産製品販売所の設置、小規模訓練施設整備、共同生活所[ふれあいホーム、グループホーム、ミニホーム等]の施設整備等)	1/2	1,500千円
2 社会福祉法人等備品整備事業 社会福祉法人等における備品を購入する事業(送迎用車両の購入、小規模授産施設等製作機器の購入、障害児(者)訓練マット等の購入等)	1/2	750千円
3 社会福祉法人等調査・研究開発事業 社会福祉法人等が行う調査・研究開発事業(新たな授産製品を研究開発するための事業等)	1/2	500千円
4 社会福祉法人等啓発事業 次のア、イ又はウに該当する事業であって、社会福祉法人等が地域交流を図るための事業や地域の福祉活動を推進するための新規に実施される事業を対象とする。従って、継続して実施している事業及び社会福祉法人等の通常の運営費に相当するものは対象としない。 ア 社会福祉法人等の社会参加の推進を図るために行う事業(社会福祉法人等が行うふれあいいいきサロン、介護者講習・教室、要介護者支援相談・情報提供事業などの地域交流事業等) イ 社会福祉法人等の福祉活動及び福祉事業を推進するための事業(パソコン点訳講習会、地域や家庭における要支援者・子育て支援事業、福祉ガイドマップの作成等) ウ 高齢者の生きがいと健康管理を高めるための事業(シルバー大学講座、長寿健康推進のための事業)	1/2	500千円
5 福祉活動団体育成事業 次のア又はイに該当する事業であって、当該事業が活動として定着するまでの間(最長3年度まで)のものとする。 ア 障害児(者)を持つ「障害児(者)親の会」が実施する芸術・文化・スポーツ活動の増進を図るための事業(文化祭、音楽祭、体育祭等の事業) イ 同種の活動を行う「ボランティア団体」が市町村の枠を越えて形成するネットワーク事業	1/2	500千円
6 その他の事業 知事が助成を必要と認める事業	1/3	500千円

【3 申請方法】

下記ホームページから入手できる申請書を、記載例などを参考に作成いただき、**令和5年6月30日(金)**までに、県地域福祉課までご提出ください。

なお、ホームページがご覧になれない環境の場合は、直接下記担当までご連絡ください。

<岐阜県愛のともしび基金のホームページ>

愛のともしび基金

検索

(岐阜県庁ホームページ: トップ>子ども・女性/医療・福祉>地域福祉・その他>愛のともしび基金)

【お問い合わせ先】

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部地域福祉課(地域福祉係)

TEL:058-272-1111(内3448) / FAX:058-278-2651 / E-mail:cl1219@pref.gifu.lg.jp